腹壁破裂
臍帯ヘルニア
ダウン症候群
18トリソミー
13トリソミー
多発奇形症候群
先天性心疾患（人工呼吸、一酸化窒素吸入療法、経皮的冠動脈インターベンション治療若しくは開胸手術を実施したもの又はプロスタグランジンE1製剤を投与したものに限る。）

別表第十五　特定入院料のみで届出可能な対象入院料

A307　小児入院医療管理料5
A308　回復期リハビリテーション病棟入院料
A308－3　地域包括ケア病棟入院料1、地域包括ケア病棟入院料2、地域包括ケア病棟入院料3又は地域包括ケア病棟入院料4（許可病床数が二百床（別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百四十床）未満の保険医療機関が算定する場合に限る。）
A309　特殊疾患病棟入院料1又は特殊疾患病棟入院料2
A310　緩和ケア病棟入院料
A311　精神科救急入院料1又は精神科救急入院料2
A311－2　精神科急性期治療病棟入院料1又は精神科急性期治療病棟入院料2（他の特定入院料を届け出ている保険医療機関が算定する場合に限る。）
A311－3　精神科救急・合併症入院料
A311－4　児童・思春期精神科入院医療管理料
A312　精神療養病棟入院料
A314　認知症治療病棟入院料1又は認知症治療病棟入院料2
A317　特定一般病棟入院料1又は特定一般病棟入院料2
A318　地域移行機能強化病棟入院料

○厚生労働省告示第四十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月五日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

本則を次のように改める。

特掲診療料の施設基準等

第一　届出の通則

一　保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関をいう。以下同じ。）及び保険薬局（同号に規定する保険薬局をいう。以下同じ。）（以下「保険医療機関等」という。）は、第二から第十五までに規定する施設基準に従い、適正に届出を行わなければならないこと。

二　保険医療機関等は、届出を行った後に、当該届出に係る内容と異なる事情が生じた場合には、速やかに届出の内容の変更を行わなければならないこと。

三　届出の内容又は届出の変更の内容が第二から第十五までに規定する施設基準に適合しない場合は、当該届出又は届出の変更は無効であること。

四　届出については、届出を行う保険医療機関等の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して行うこと。ただし、当該所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合には、当該分室を経由して行うこと。

第二　施設基準の通則

一　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。

二　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ現に違反していないこと。

三　地方厚生局長等に対して当該届出を行う前六月間において、健康保険法第七十八条第一項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七十二条第一項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。

四　地方厚生局長等に対して当該届出を行う時点において、厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百四号）に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。

第三　医学管理等

一　オンライン医学管理料の施設基準等

(1)　オンライン医学管理料の施設基準

オンライン診療料に係る届出を行った保険医療機関であること。

(2)　厚生労働大臣が定める患者

次のイからチまでを算定している患者であって、これらの所定点数を算定すべき医学管理を最初に行った月から六月を経過しているもの。

イ　区分番号B000に掲げる特定疾患療養管理料
ロ　区分番号B001の5に掲げる小児科療養指導料
ハ　区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料
ニ　区分番号B001の7に掲げる難病外来指導管理料
ホ　区分番号B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料
ヘ　区分番号B001－2－9に掲げる地域包括診療料
ト　区分番号B001－2－10に掲げる認知症地域包括診療料
チ　区分番号B001－3に掲げる生活習慣病管理料

一の二　特定疾患療養管理料に規定する疾患

平成二十七年総務省告示第三十五号（統計法第二十八条の規定に基づき、疾病、傷害及び死因に関する分類を定める件）の「(1)　基本分類表」（以下「分類表」という。）に規定する疾病のうち別表第一に掲げる疾病

二　特定疾患治療管理料に規定する施設基準等

(1)　ウイルス疾患指導料の注2に規定する施設基準

イ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されていること。

ロ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき十分な経験を有する専従の看護師が配置されていること。

ハ　当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な専任の薬剤師が配置されていること。

ニ　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

ホ　当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。